

作成日 2002/01/01
改訂日 2021/10/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	亜硫酸ソーダ液(20%)
製品コード	1050
整理番号	103-0-07
供給者の会社名称	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
担当部門	RC推進部
電話番号	044-540-0110
FAX番号	044-540-0109
緊急時連絡電話番号	上記担当部門

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	GHS分類に該当するデータは得られていない。
GHSラベル要素	情報なし
他の危険有害性	情報なし
重要な徴候及び想定される非常事態の概要	情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区别	混合物
化学名又は一般名	亜硫酸ナトリウム水溶液

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
亜硫酸ナトリウム	20%	Na ₂ SO ₃	(1)-502	既存	7757-83-7
水	80%	H ₂ O	不明	不明	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし
--------------------	------

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。 情報なし
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	
応急措置をする者の保護	
医師に対する特別な注意事項	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	この製品自体は、燃焼しない。
使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特有の危険有害性	燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消防作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法	消防作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 消防作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
-----------------------	---

環境に対する注意事項**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
 少量の場合、吸着剤(土・砂など)で吸着させ取り除いた後、残りを大量の水で洗い流す。
 盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
 必要があれば希塩酸、希硫酸などで中和する。
 中和の際は、発熱、発煙などに注意する。
 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
 漏出物の上をむやみに歩かない。

二次災害の防止策**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い****技術的対策**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

取扱い後はよく手を洗うこと。

飲み込みを避けること。

皮膚との接触を避けること。

ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

取扱い後はよく手を洗うこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

湿気、高温、直射日光を避け、換気の良い場所で保管すること。

酸化剤から離して保管する。

包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

安全取扱注意事項**接触回避****衛生対策****保管****安全な保管条件****安全な容器包装材料****8. ばく露防止及び保護措置**

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
亜硫酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定
水	未設定	未設定	未設定

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。

必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。

必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。

必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質**物理状態**

液体

形状

液体

色

無色～淡黄色、透明

臭い

無臭

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

データなし

可燃性

不燃性

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界**下限**

データなし

上限

データなし

引火点

データなし

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

約9.0(25°C)

動粘性率

データなし

溶解度

データなし

n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	約1.2(25°C)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
10. 安定性及び反応性	
反応性	情報なし
化学的安定性	一般的な取扱いにおいて安定。 空気中で徐々に酸化され、硫酸ナトリウムに変わる。
危険有害反応可能性	還元性が有り、酸化剤・酸と混触すると、急激な反応を起こし、亜硫酸加熱、裸火、スパーク、混触禁止物質との接触。
避けるべき条件	強酸、酸化剤、塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化水素、クロロベンゼン、硝酸アンモニウム
混触危険物質	硫黄酸化物。
危険有害な分解生成物	情報なし
その他	
11. 有害性情報	
急性毒性	経口 データ不足のため分類できない。 経皮 データ不足のため分類できない。 吸入 (液体) GHS定義による液体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	
呼吸器感作性	
皮膚感作性	
生殖細胞変異原性	
発がん性	
生殖毒性	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	
誤えん有害性	
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意**国際規制**

海上規制情報	非該当
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II, the IBC Code	

国内規制

航空規制情報	非該当
陸上規制	非該当
海上規制情報	非該当
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

緊急時応急措置指針番号

航空規制情報	非該当
なし	

15. 適用法令**労働安全衛生法**

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当

海洋汚染防止法

有害でない物質(施行令別表第1の2)

外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

水道法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

16. その他の情報**連絡先**

情報なし

参考文献

ezSDS

その他

記載内容の取扱い:

全ての資料や文献を調査したわけではないため、情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等ご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお薦めします。なお、含有量、物理/化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。